

# 固定資産税・都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書

我が国の社会経済状況は緩やかに回復しているものの、米国の通商政策による影響等が景気の下振れリスクとなっており、本区の中小企業者・小規模事業者は、エネルギー・原材料費の上昇による経営コストの増加や、後継者不足などの様々な課題に直面し、一段と厳しい経営環境に置かれている。

このような中、東京都が実施している固定資産税・都市計画税の軽減措置は、中小企業者等にとって、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

固定資産税及び都市計画税は本来市町村税の税目であるが、特別区においては都税とされ、区は主体的に軽減措置を講じることができない。仮に東京都が、これらの軽減措置を廃止した場合、中小企業者等に与える経済的・心理的負担は極めて大きく、地域社会に与える影響が強く危惧される。

よって、台東区議会は、東京都に対し、中小企業者等の経営基盤の支援強化を図るため、下記の事項を令和8年度以降も継続されるよう強く要望する。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

台東区議会議長 石川義弘

東京都知事 あて